明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第二百二十二条の二第四項第三号及び第四号を次のように改める。

三　外国法人から受ける租税特別措置法第四十条の五第一項（特定外国子会社等から受ける剰余金の配当等の額の控除）に規定する剰余金の配当等の額（同項又は同条第二項の規定の適用を受けるものに限る。）を課税標準として課される外国所得税の額（居住者の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める外国法人から受ける同条第一項に規定する剰余金の配当等の額の計算の基礎となった当該外国法人の所得のうち当該居住者に帰せられるものとして計算される金額を課税標準として当該居住者に対して課される外国所得税の額を含む。）

イ　租税特別措置法第四十条の五第一項各号に掲げる金額を有する場合　同項各号に掲げる金額に係る外国法人

ロ　租税特別措置法第四十条の五第二項第二号に掲げる金額を有する場合　同号に掲げる金額に係る同号の他の外国法人から同項第一号に規定する剰余金の配当等の額を受けた外国法人

四　外国法人から受ける租税特別措置法第四十条の八第一項（特定外国法人から受ける剰余金の配当等の額の控除）に規定する剰余金の配当等の額（同項又は同条第二項の規定の適用を受けるものに限る。）を課税標準として課される外国所得税の額（居住者の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める外国法人から受ける同条第一項に規定する剰余金の配当等の額の計算の基礎となった当該外国法人の所得のうち当該居住者に帰せられるものとして計算される金額を課税標準として当該居住者に対して課される外国所得税の額を含む。）

イ　租税特別措置法第四十条の八第一項各号に掲げる金額を有する場合　同項各号に掲げる金額に係る外国法人

ロ　租税特別措置法第四十条の八第二項第二号に掲げる金額を有する場合　同号に掲げる金額に係る同号の他の外国法人から同項第一号に規定する剰余金の配当等の額を受けた外国法人

第二百五十八条第三項第四号中「生命保険料及び」を「新生命保険料及び旧生命保険料」に、「個人年金保険料」を「介護医療保険料、同条第三項に規定する新個人年金保険料及び旧個人年金保険料」に、「それぞれこれら」を「法第七十六条又は第七十七条」に改める。

第二百六十二条第一項中「小規模企業共済等掛金（以下この条」を「小規模企業共済等掛金（第四号」に、「生命保険料（以下この条において「生命保険料」という。）、法第七十六条第二項に規定する個人年金保険料（以下この条において「個人年金保険料」を「新生命保険料（第五号イにおいて「新生命保険料」という。）若しくは旧生命保険料（第五号ロにおいて「旧生命保険料」という。）、同条第三項に規定する新個人年金保険料（第五号ニにおいて「新個人年金保険料」という。）若しくは旧個人年金保険料（第五号ホにおいて「旧個人年金保険料」に、「地震保険料（以下この条」を「地震保険料（第六号」に改め、同項第五号を次のように改める。

五　確定申告書に生命保険料控除に関する事項を記載する場合にあつては、当該申告書に記載したその控除を受ける金額の計算の基礎となる次に掲げる保険料の金額その他財務省令で定める事項を証する書類（ロに掲げる金額に係るものにあつては、当該金額が九千円を超える法第七十六条第六項に規定する旧生命保険契約等（ロにおいて「旧生命保険契約等」という。）に係るものに限る。）

イ　新生命保険料の金額（その年において当該新生命保険料の金額に係る法第七十六条第五項に規定する新生命保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は当該新生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて当該新生命保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（当該新生命保険料に係る部分の金額として第二百八条の五第一項（新生命保険料等の金額から控除する剰余金等の額）の定めるところにより計算した金額に限る。）を控除した残額）

ロ　旧生命保険料の金額（その年において当該旧生命保険料の金額に係る旧生命保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は当該旧生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて当該旧生命保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（当該旧生命保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額）

ハ　介護医療保険料の金額（その年において当該介護医療保険料の金額に係る法第七十六条第七項に規定する介護医療保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は当該介護医療保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて当該介護医療保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（当該介護医療保険料に係る部分の金額として第二百八条の五第二項において準用する同条第一項の定めるところにより計算した金額に限る。）を控除した残額）

ニ　新個人年金保険料の金額（その年において当該新個人年金保険料の金額に係る法第七十六条第八項に規定する新個人年金保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は当該新個人年金保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて当該新個人年金保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（当該新個人年金保険料に係る部分の金額として第二百八条の五第二項において準用する同条第一項の定めるところにより計算した金額に限る。）を控除した残額）

ホ　旧個人年金保険料の金額（その年において当該旧個人年金保険料の金額に係る法第七十六条第九項に規定する旧個人年金保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は当該旧個人年金保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて当該旧個人年金保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（当該旧個人年金保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額）

第二百八十条第一項第三号中「生命保険契約」の下に「（保険業法第二条第三項（定義）に規定する生命保険会社若しくは同条第八項に規定する外国生命保険会社等の締結した保険契約又は同条第十八項に規定する少額短期保険業者の締結したこれに類する保険契約をいう。）、第三十条第一号（非課税とされる保険金、損害賠償金等）に規定する旧簡易生命保険契約」を加える。

第二百九十一条第七項第一号中「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同号イ中「第二条第十二号の二」を「第二条第十二号の九イ」に、「分割法人（以下この号において「分割法人」という。）の株主等に」を「分割対価資産として」に改め、「（当該株主等に対する株式に係る剰余金の配当又は利益の配当として交付がされた同条第十二号の九に規定する分割対価資産以外の金銭その他の資産を除く。）」を削り、同号ロ中「係る分割法人」を「係る法人税法第二条第十二号の二に規定する分割法人（ロにおいて「分割法人」という。）」に改める。

第二百九十八条第五項中「生命保険契約若しくは損害保険契約」を「同号に規定する保険契約若しくは旧簡易生命保険契約（第三十条第一号（非課税とされる保険金、損害賠償金等）に規定する旧簡易生命保険契約をいう。次項及び第七項において同じ。）」に、「同号」を「法第百七十四条第八号」に改め、同条第六項第一号中「生命保険契約又はこれ」を「生命保険契約（保険業法第二条第三項（定義）に規定する生命保険会社若しくは同条第八項に規定する外国生命保険会社等の締結した保険契約又は同条第十八項に規定する少額短期保険業者の締結したこれに類する保険契約をいう。）若しくは旧簡易生命保険契約又はこれら」に改め、同項第二号中「損害保険契約」の下に「（保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社若しくは同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した保険契約又は同条第十八項に規定する少額短期保険業者の締結したこれに類する保険契約をいう。）」を加え、同条第七項各号中「生命保険契約若しくは損害保険契約」を「保険契約若しくは旧簡易生命保険契約」に改める。